（尼崎市　法人指導課）

指定申請の流れ

事前相談予約（事業者→本市）

…電話で予約をしてからお越しください。
予約なしで来庁された場合、対応できないことがあります。

↓

事前相談（初回）
書類チェックなど

…初回相談は遅くとも指定希望日の３ヶ月前頃までには済ませてください。
その際、指定申請に必要な書類を出来るだけ作成（添付）してお持ちください。
月の中旬は大変混み合います。また、例年 12 月～翌年 3 月頃までは申請件数が多くなる傾向にあるため、予約が取りにくくなりますので、その際はご了承ください。
なお、申請に関することは、全て窓口での対応となります。電話等によるお問い合わせには対応いたしかねます。

（書類の補正がない場合）　（書類の補正がある場合）

↓　↓

次回の相談予約

↑　↓

事前相談

補正があればこれを繰り返します

↘　↙

書類受付

…指定希望日のおよそ 45 日前（休日を除く 30 日前）が提出の最終期限です。
補正等が間に合わない場合は指定希望日を１ヶ月遅らせていただくことになります。

納付書発行（本市→事業者）

↓

手数料納付（事業者→金融機関）

…納付した領収書の写しを、法人指導課へ提出してください。

↓

書類審査

…1 ヶ月ほど時間を要します。
書類受付後も、修正や追加をお願いすることがあります。

↓

事業所番号の付番

指定通知書のお渡し（本市→事業者）

…指定通知書は窓口で直接お渡しします。
お渡しについてのご連絡の際に、事業所番号もお知らせします。

↓

事業開始

…指定日からの事業開始となります。
通知書をお渡ししたのち、何らかの事情により事業を開始できなくなった場合は、必ず法人指導課までご連絡ください。

※　虚偽の申請がなされた場合、指定の取消などに至ることがあります。